

平成 23 年 3 月 24 日

被災地の入学予定者の皆様へ

関 西 大 学

このたびの「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震」により被害に遭われた皆様には、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

関西大学では、このたびの災害で被災された 2011 年度入学試験で合格し入学を予定されている方に対して、経済的支援を図るために、お申し出により、被災の状況に応じた特別な措置を講じることといたしました。

つきましては、該当する方で、特別措置を希望する場合は、必要書類を揃えて裏面の[書類送付先]に申請してください。

1 対象者と特別措置の内容

関西大学の 2011 年度入学試験に合格し入学を予定されている方で、『東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により「災害救助法の適用を受けた地域」に本人もしくは学費支弁者が居住して被災し、その家屋が損壊、焼失又は流失、あるいは学費支弁者が死亡等の被災者』（以下「被災者」という。）につきましては、入学金（入学登録金）および授業料・教育充実費・実験実習料（以下「授業料等」という。）を、以下のとおり減免することとなりました。

- (1) 家屋の全壊、焼失または流失、あるいは学費支弁者の死亡等の被災者
入学金（入学登録金）の全額免除
入学初学期（春学期）の授業料等の全額免除
- (2) 家屋の半壊など、上記の程度に至らない被災者
入学金（入学登録金）の全額免除
入学初学期（春学期）の授業料等の半額免除

※ 入学金（入学登録金）あるいは授業料等を既に納めている場合は、減免額に応じて返金いたします。

2 特別措置

提出いただきました書類に基づいて特別措置の内容を決定し、入学予定者本人宛に通知いたします。

3 必要書類

- (1) 被災者特別措置申請書〔本学所定の様式〕
- (2) 被災状況を証明する書類^(注)

ア 罹災証明書

倒壊・浸水については当該家屋所在地の市区町村役場、焼失については被災地を管轄する消防署が発行します。

被害の状況（全壊、半壊等）が明示されていることが必要です。

イ 死亡診断書

学費支弁者が被災により死亡した場合に必要です。

ウ 診断書

学費支弁者が被災により重傷を負った場合に必要です。医師が作成したもので、

傷害の状況、全治に要する期間、後遺障害の有無、入院加療・通院加療の期間等について記載されたものを提出してください。

〈注〉必要に応じて、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

4 申請期限及び審査結果通知

- (1) 原則として、平成 23 年 3 月 31 日(木)必着で、関西大学入試センターまでお送りください。申請書類に基づき審査を行い、結果を申請書記載の本人連絡先住所宛に文書でお送りいたします。
- (2) 上記(1)に記載する申請期限までに提出できない場合は、下記の[問い合わせ先・書類送付先]までご連絡ください。

5 個人情報の取り扱い

被災者特別措置申請書にご記入いただきました「家族・就学者の状況」および「被災状況を証明する書類」に記載された個人情報につきましては、特別措置の認定のために限り使用します。被災者特別措置申請書記載の「家族・就学者の状況」以外の個人情報につきましては、特別措置の認定及び結果の通知、特別措置に伴う業務処理、特別措置に係る事務連絡および入学予定者本人への照会についてのみ使用します。

[お問い合わせ先・書類送付先]

[学部入学予定者]

一般入試・センター利用入試による入学予定者

入試グループ 06-6368-0314 (ダイヤルイン)

E-mail nyushi@ml.kandai.jp

上記以外の入試による入学予定者

AO 入試グループ 06-6368-0069 (ダイヤルイン)

E-mail ao@ml.kandai.jp

[大学院入学予定者]

大学院入試グループ 06-6368-0136 (ダイヤルイン)

E-mail nyushi-in@ml.kandai.jp

====住 所====

〒564-8680

大阪府吹田市山手町 3-3-35

関西大学 入試センター